

「基準該当事業者に対する特例介護給付費等の支払事務を国民健康保険団体連合会に委託して実施する場合の請求等の取り扱いについて」
 (平成19年6月11日付け障企発0611002号障害保健福祉部企画課長通知) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>障企発0611002号 平成19年6月11日</p> <p>一 部 改 正 障企発0330第2号 平成24年3月30日</p> <p><u>一 部 改 正</u> <u>障企発 第 号</u> <u>平成25年 月 日</u></p>	<p>障企発0611002号 平成19年6月11日</p> <p>一 部 改 正 障企発0330第2号 平成24年3月30日</p>
<p>各都道府県障害保健福祉主管部(局)長</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課長</p>	<p>各都道府県障害保健福祉主管部(局)長</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課長</p>
<p>特例介護給付費等の支払事務を国民健康保険団体連合会に委託して実施する場合の請求等の取り扱いについて</p>	<p>特例介護給付費等の支払事務を国民健康保険団体連合会に委託して実施する場合の請求等の取り扱いについて</p>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービス及び同法第51条の18第1項に規定する基準該当計画相談支援（以下「基準該当障害福祉サービス等」という。）を行う事業者の特例介護給付費、特例訓練等給付費及び特例計画相談支援給付費（以下「特例介護給付費等」という。）の請求に係る支払事務を国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託して実施する場合の請求等の取り扱い並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援及び同法第24条の27第1項に規定する基準該当障害児相談支援（以下「基準該当障害児支援」という。）を行う事業者の特例障害児通所給付費及び特例障害児相談支援給付費（以下「特例障害児給付費等」という。）の請求に係る支払事務を連合会に委託して実施する場合の請求等の取り扱いについて、下記のとおりとしているので、管内の市町村及び市町村に登録を行っている基準該当障害福祉サービス等及び基準該当障害児支援を行う事業者に対し、周知を願いたい。

障害者自立支援法（平成17年法律123号）第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービス及び同法第51条の18第1項に規定する基準該当計画相談支援（以下「基準該当障害福祉サービス等」という。）を行う事業者の特例介護給付費、特例訓練等給付費及び特例計画相談支援給付費（以下「特例介護給付費等」という。）の請求に係る支払事務を国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託して実施する場合の請求等の取り扱い並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援及び同法第24条の27第1項に規定する基準該当障害児相談支援（以下「基準該当障害児支援」という。）を行う事業者の特例障害児通所給付費及び特例障害児相談支援給付費（以下「特例障害児給付費等」という。）の請求に係る支払事務を連合会に委託して実施する場合の請求等の取り扱いについて、下記のとおりとしているので、管内の市町村及び市町村に登録を行っている基準該当障害福祉サービス等及び基準該当障害児支援を行う事業者に対し、周知を願いたい。

(別紙1)

共同処理事務契約書例(基準該当)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービス及び第51条の18第1項に規定する基準該当計画相談支援(以下「基準該当障害福祉サービス等」という。)に係る特例介護給付費、特例訓練等給付費及び特例計画相談支援給付費(以下「特例介護給付費等」という。)の支払事務に関して、市町村(以下「甲」という。)と国民健康保険団体連合会(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、基準該当障害福祉サービス等を行う事業者から介護給付費等の請求に関する省令(平成18年厚生労働省令第170号)の例により行われた請求に関し、甲の特例介護給付費等の支払事務(以下「共同処理支払事務」という。)を引き受けるものとする。

第2条 乙は、共同処理事務の執行に充てるため、甲から共同処理支払事務手数料を徴収する。
2 共同処理支払事務手数料の額は、支払を行った特例介護給付費明細書等(これに相当する電子情報)1件につき 円 銭とする。

第3条 前2条に定めるもののほか、乙が甲の委託を受けて行う共同処理支払事務については、国民健康保険団体連合会障害介護給付費等支払規則の例による。

第4条 この契約の当事者のいずれか一方においてこの契約による義務を履行せず、事務執行に著しい支障を来し、又は来すおそれがあると認められるときは、対応する相手方は、三か月間の予告期間をもって、この契約を解除することができる。

第5条 この契約の有効期間は、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までとする。

第6条 この契約の有効期間の終了一か月前までに、契約当事者のいずれか一方より何らかの意思表示がなされないときは、終期の翌日において向こう一か年順次契約を更新する。

以上の契約の確定を証するため、本書二通を作成し、双方署名押印のうえ各一通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 市町村長 氏名 印
乙 国民健康保険団体連合会
理事長 氏名 印

(別紙1)

共同処理事務契約書例(基準該当)

障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービス及び第51条の18第1項に規定する基準該当計画相談支援(以下「基準該当障害福祉サービス等」という。)に係る特例介護給付費、特例訓練等給付費及び特例計画相談支援給付費(以下「特例介護給付費等」という。)の支払事務に関して、市町村(以下「甲」という。)と国民健康保険団体連合会(以下「乙」という。)との間に、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、基準該当障害福祉サービス等を行う事業者から介護給付費等の請求に関する省令(平成18年厚生労働省令第170号)の例により行われた請求に関し、甲の特例介護給付費等の支払事務(以下「共同処理支払事務」という。)を引き受けるものとする。

第2条 乙は、共同処理事務の執行に充てるため、甲から共同処理支払事務手数料を徴収する。
2 共同処理支払事務手数料の額は、支払を行った特例介護給付費明細書等(これに相当する電子情報)1件につき 円 銭とする。

第3条 前2条に定めるもののほか、乙が甲の委託を受けて行う共同処理支払事務については、国民健康保険団体連合会障害介護給付費等支払規則の例による。

第4条 この契約の当事者のいずれか一方においてこの契約による義務を履行せず、事務執行に著しい支障を来し、又は来すおそれがあると認められるときは、対応する相手方は、三か月間の予告期間をもって、この契約を解除することができる。

第5条 この契約の有効期間は、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとする。

第6条 この契約の有効期間の終了一か月前までに、契約当事者のいずれか一方より何らかの意思表示がなされないときは、終期の翌日において向こう一か年順次契約を更新する。

以上の契約の確定を証するため、本書二通を作成し、双方署名押印のうえ各一通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 市町村長 氏名 印
乙 国民健康保険団体連合会
理事長 氏名 印

